

入札心得書

入札者は、次の事項を遵守して入札すること。

- 1 入札者は指定された入札の日時及び場所に遅れないように参集しなければならない。
- 2 入札者は仕様書、現物、見本等を熟覧し、自己の氏名を標記した封筒に所定の様式の入札書を入れて提出すること。
- 3 代理人が入札に参加する場合は、入札をする権限を有する者の委任する委任状を携行し、入札開始の前に提出しなければならない。
- 4 入札者は、いったん提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。
- 5 やむを得ない理由があるときは、入札書を書留郵便で提出することができる。また、その場合は、封書の表に「何々入札書在中」と朱書きしなければならない。
- 6 無効入札の主なものは次のとおり。
 - (1) 入札に参加する資格のない者のした入札、又は代理権の確認を受けない代理人の行った入札
 - (2) 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
 - (3) 郵便による入札であって、公告で別に指定しない場合において入札開始時刻までに到着せず、又は書留郵便以外の方法によったもの
 - (4) 入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
 - (5) 他人を脅迫し、その他不正の行為によってした入札
 - (6) 入札に関する条件違反した入札
 - (7) 入札者が不当に価格をセリ上げ、又はセリ下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと認めるときは全部の入札

以上の入札の効力は入札執行職員が決定する。この場合、当該入札者は、その決定に異議を申し立てることができない。

- 7 再入札は1回を限度として行う。なお、この再入札には無効入札をしたもの及び辞退したとみなされた者は参加することができない。
- 8 入札者は入札執行職員の指示に従って入札しなければならない。

《地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抜粋）》

（一般競争入札の参加者の資格）

第六百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくして契約を履行しなかつたとき。

六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

《新潟県暴力団排除条例（平成二十三年新潟県条例第二十三号）（抜粋）》

（県の事務及び事業における措置）

第六条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者について、県が実施する入札に参加させないことその他の暴力団排除のための必要な措置を講ずるものとする。